

原子力安全規制に関する組織等の改革
基本的な考え方と検討課題

○ 「規制と利用の分離」により、国内外から信頼される新たな規制機関を設置。

- ・ 経済産業省の下に原子力安全・保安院がある構造では、規制において利用への配慮があったのではないかと国民の批判。この分離が最重要。

○ 原子力安全規制に係る業務を「一元化」することで、規制機関として一層の機能向上を図る。

- ・ 限られたリソースを活かして機能向上を図るには、関係行政の一元化が必要。
- ・ 原子力安全・保安院と原子力安全委員会の役割が重複し、責任関係が不明確な面があった。IAEA も、両機関の役割の明確化を図るべきと勧告。
- ・ 科学的専門的な知見を提供する機能については、一層の向上を図る必要。

○ 併せて、「危機管理」は、新組織の重要な役割として位置づけ、そのための態勢を整備。

- ・ 緊急時に迅速にプラント対応に当たれる機動的な体制を整備し、指揮命令系統の明確化、訓練等により平時から備えることが必要（「緊急事態専門官（仮称）」の新設等）。
- ・ 実力部隊（自衛隊、消防、警察）の支援も得たプラント対応、被災者支援、対外発信を含め、政府の総力を結集して俊敏に対応することが必要。
- ・ このためには、内閣の責任の下で、迅速に意思決定を行い、実行に移せる組織であることが必要。

○ 組織を支えるのは「人」であり、組織文化の変革と優れた人材の養成・確保に努める。

- ・ 原子力をめぐる厳しい情勢などから人材の養成・確保に困難が予想。
- ・ 「安全」に真正面から真摯に取り組む組織文化の形成が必要。
- ・ 魅力あるキャリアパス確立による若手職員の独自採用、国際協力まで視野に入れた研修機関の設立（「国際原子力安全研修院（仮称）」）、関係機関（関係府省、民間、大学・研究機関）との人事交流のあり方等を検討。

○ 新たな規制の仕組みの導入など、「新安全規制」の強化を進める。

- ・ バックフィット、シビアアクシデント対策など、行政指導ベースの対応となっていた規制を、「法令に基づく規制」として強化する必要。
- ・ 国内外から信頼される新たな規制機関となるためにも、ルールに基づく透明・客観的な規制の確保が重要。